

鹿屋市養育費に関する公正証書等作成促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ひとり親家庭における養育費に関する取決めに促すとともに、養育費について継続した履行の確保を図るため、養育費に関する公正証書等を取得したひとり親に対し、予算の範囲内において鹿屋市養育費に関する公正証書等作成促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ひとり親 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものをいう。
- (2) 児童 20歳に満たない者をいう。
- (3) 養育費 民法（明治29年法律第89号）第766条第1項に規定する子の監護に要する費用をいう。
- (4) 公正証書等 強制執行認諾約款付公正証書、調停証書、審判書、判決書、和解調書等、債務名義としての効力を有するものをいう。
- (5) 公正証書等を取得した日 次のいずれかの日（その日が令和6年4月1日以後のものに限る。）をいう。
 - ア 養育費を請求する権利を定めた強制執行認諾文言付公正証書を作成した日
 - イ 養育費を請求する権利を認める調定が成立した日
 - ウ 養育費を請求する権利を認める判決（審判）が確定した日

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、鹿屋市に居住するひとり親であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 養育費の取決めに係る経費を負担していること。
- (2) 養育費の取決めに係る公正証書等を有していること。
- (3) 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養していること。
- (4) 過去に鹿屋市及び他の地方公共団体から養育費の取決めに係る補助を受け

ていないこと。

- (5) 児童扶養手当の支給を受けている者又はこれと同等の所得水準にある者であること。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助対象経費は、養育費の取決めに係る経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 公証人手数料令（平成5年政令第224号）に定められた公証人手数料
- (2) 家庭裁判所の調停申し立てに要する収入印紙代
- (3) 裁判に要する収入印紙代
- (4) 戸籍謄本等添付書類取得費用
- (5) 官公署が求める連絡用の郵便切手代

2 補助金の額は、前項に定める補助対象経費の実支出額とする。ただし、その額が3万円を超えるときは、3万円とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、鹿屋市養育費に関する公正証書等作成促進補助金交付申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、添付する書類のうち、公簿等により確認することができるものは、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は戸籍抄本（申請者が児童扶養手当受給者でない場合に限る。）
- (2) 世帯全員の住民票の写し
- (3) 児童扶養手当証書の写し又は前年（1月から7月までの間に申請する場合は、前々年）の所得証明書等
- (4) 補助対象経費の額が分かる領収書又はこれに準ずる書類
- (5) 養育費の取決めをした公正証書等の写し
- (6) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の申請書は、公正証書等を取得した日の翌日から起算して6か月以内に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合には、この限りでない。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第6条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、その旨を鹿屋市養育費に関する公正証書等作成促進補助金交付決定及び交付確定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知する。

2 市長は、前項の通知を行ったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

3 市長は、第1項の審査の結果、補助金を交付しないことが適当であると認めたときは、鹿屋市養育費に関する公正証書等作成促進補助金不交付決定通知（別記第3号様式）により申請者に通知する。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第7条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。

(1) 第3条に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(3) その他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により前条第1項の決定を取り消したときは、鹿屋市養育費に関する公正証書等作成促進補助金交付決定取消通知書（別記第4号様式）により交付決定者に通知するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

住 所

氏 名

電話番号

鹿屋市養育費に関する公正証書等作成促進補助金交付申請書

鹿屋市養育費に関する公正証書等作成促進補助金の交付を受けたいので、鹿屋市養育費に関する公正証書等作成促進補助金交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 添付資料

- (1) 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は戸籍抄本（申請者が児童扶養手当受給者でない場合に限る。）
- (2) 世帯全員の住民票の写し
- (3) 児童扶養手当証書の写し又は前年（1月から7月までの間に申請する場合は、前々年）の所得証明書等
- (4) 補助対象経費の額が分かる領収書又はこれに準ずる書類
- (5) 養育費の取決めをした公正証書等の写し
- (6) その他市長が必要と認めるもの

第2号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市養育費に関する公正証書等作成促進補助金交付決定及び交付
確定通知書

年 月 日付けで申請のあった鹿屋市養育費に関する公正証書等作
成促進補助金については、鹿屋市養育費に関する公正証書等作成促進補助金交付要
綱第6条第1項の規定により下記のとおり交付することに決定し、交付額は交付決
定額と同額に確定したので通知します。

記

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 交付決定額 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 円 |

第3号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市養育費に関する公正証書等作成促進補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった鹿屋市養育費に関する公正証書等作成促進補助金については、鹿屋市養育費に関する公正証書等作成促進補助金交付要綱第6条第3項の規定により下記のとおり交付しないことに決定したので通知します。

記

交付しない理由

第4号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市養育費に関する公正証書等作成促進補助金交付決定取消通知書

年 月 日 第 号で交付決定及び交付確定した鹿屋市養育費に関する公正証書等作成促進補助金について、下記のとおり鹿屋市養育費に関する公正証書等作成促進補助金交付要綱第6条第1項の決定を取り消したので、同要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

- 1 取消年月日
- 2 取消理由
- 3 取り消した交付決定及び交付確定額
交付決定及び交付確定額 円
既交付額 円